

令和6年度 第3回行政評価委員会 会議録

日 時：令和6年8月21日（水）18時20分～20時55分

場 所：伊予市庁舎4階大会議室

出席者：倉澤生雄委員長、西田和真副委員長、牧本公明委員、戸田雅博委員、楠本亜由美委員、山邊彰三委員

事務局：企画振興部企画政策課（向井功・北岡・向井英・曾我部）

傍聴者：1人

1 開会

会議の成立及び傍聴者が1人であることを確認した。

2 議事

(1) 第2回会議録の確認

第2回委員会では、地域創生課所管の「集会所改修等事業」を含む四つの事業を審議した。

会議録については、各委員において発言内容等に誤りがないか確認を行った後、伊予市ホームページへ掲載する。

(2) 行政評価（外部評価）

評価対象事務事業シートに基づき、担当課から概要説明を行う。その後、担当部長から所管課ごとの事業総括を行う。

No. 5	地域活力創造事業（地域創生課）	2
No. 6	人権擁護委員事業（福祉課）	12
No. 7	（介保）在宅高齢者家族介護手当支給事業（長寿介護課）	19
No. 8	児童センター運営事業（子育て支援課）	27

(3) 次回の委員会日程

第4回委員会は9月4日（水）18時30分～

第5回委員会は9月18日（水）18時30分～

3 閉会

No. 5 地域活力創造事業（地域創生課）

（地域創生課）

本事業は、総合計画における「参画協働推進都市の創造」の「市民が主役のまちづくり」に位置しており、伊予市自治基本条例及び国の要綱等に基づき実施している。

伊予市自治基本条例が定める「参画と協働のまちづくり」の実現に向け、国が財政措置を行う二つの制度「集落支援員」と「地域おこし協力隊」を活用する事業である。

事業の進め方として、住民主体の地域づくり活動の促進は共通しているが、対象とするテーマ、すなわち地域課題のタイプに応じ、二つの制度を使い分けている。

まず、集落支援員が関わる地域課題は、地域の実情によるところが大きいテーマで、その取組主体が従来から活動する地域団体などに求められるようなものである。例えば、小学校区単位の防災活動、生活環境保全、独居高齢者との交流機会づくりなどである。

一方、地域おこし協力隊が関わる地域課題は、住民の参加意欲に働きかける力としての訴求力が強く、比較的広域の住民から連携・協力を得られるようなものを想定している。例えば、市全域が対象の魅力発信、空き家対策、スポーツ振興などである。なお、地域おこし協力隊員は、本市に移住した者であり、退任後の定住に向けた支援もあわせて実施している。

これら二つの制度を組み合わせる必要性については、これまでの地域づくりに見られた、地域団体の役員が中心の活動だけでは、地域外からの協力どころか、地域内の連携ですら難しい状況であることを踏まえ、集落支援員や地域おこし協力隊がうまく地域に関わりながら、地域資源の新たな発見や人と人との接点を増やしつつ、住民の更なる社会参加を促していく必要があると考えいる。

事業活動の実績として、まず一つ目に、地域おこし協力隊に係る指標として、直近5年の協力隊任期終了者に係る定住率を設定している。各年度末において、過去5年の退任者が市内に定住しているかどうかを表すものであり、直近の2か年度においては、全ての隊員が市内に定住している。

また二つ目の集落支援員に係る指標は、導入地区1地区当たりの取組事業数を設定している。国の要綱では、集落支援員の役割として「実態調査などの集落点検」「住民参加による話し合い」「集落の維持・活性化対策の実施」が想定されおり、令和5年度においては、導入中の双海町翠地区で実態調査及び意見交換会の2事業を実施している。

過去3か年度においては、導入や増員による一定の事業成果がありながらも、今後、地域おこし協力隊については庁内の理解促進、集落支援員については他地域への導入検討が必要と考えている。

事業活動の成果としては、地域おこし協力隊員及び集落支援員一人当たりの地元メディア掲載件数を指標として設定している。本事業の目的は、伊予市自治基本条例に定める「参画と協働のまちづくり」の実現であり、その進め方は住民主体の地域づくり活動を促進することであり、具体的には住民が地域の実情を知り、主体的に取り組む課題を掲げ、実践し、これまでに関わっていない者の共感を得て仲間を増やしていく過程を重ねることが効果的と考えている。

以上の過程を数量的なアウトカムとして表すのは、実態の全てを表しにくいと考えているが、一連の地域づくり活動の終盤にある「これまでに関わっていない者の共感」を得る機会として、地元メディアの掲載件数が指標にできると考え、設定したところである。

なお、過去3か年度の実績は、令和3年度に地域おこし協力隊1名が10件の掲載、令和4年度はコロナ禍による活動の自粛で1件、令和5年度は地域おこし協力隊3名と集落支援員1名の計4名で、1人当たり1.0件であった。

自己判定においては、地域おこし協力隊では着任後のミスマッチ防止、関係者との人脈形成や定住支援に取り組むとともに、集落支援員ではまちづくり理念の共有やきめ細かな情報交換に努めてきた。しかしながら、コロナ禍を経て、地域コミュニティのつながりが希薄になる中で、外部人材の活用による地域住民との対話や地域での共同活動を通じて、住民の自主性を引き出していく必要性を庁内で共有し、取組を他の地域に展開していくことが喫緊の課題と考えている。そのため、先行地域に留まらず、市内各地域において、地域づくり活動の取組が進むよう、集落支援員の更なる導入や、地域おこし協力隊の他分野への活用を図ることとしている。

所属長の一次判定は、地域おこし協力隊と集落支援員と行政の3者にとって「三方よし」の関係を目指す取組を通じ、事業を継続すべきとの判断であり、所管部長の二次判定では、地域に精通する集落支援員、外部人材の地域おこし協力隊員及び行政の連携が住民自治の推進に繋がるとし、特に、地域おこし協力隊は民間委託などの更なる活用を目指し、重点化が適切との判断している。

事業活動への投入コストは、地域おこし協力隊員及び集落支援員一人当たり約400万円を要している。このうち、約250万円が報酬、150万円が報酬以外の活動費として支出されている。なお、令和4年度はコロナ禍の影響、令和5年度は地域おこし協力隊2名が年度途中で着任又は退任したため、それぞれ予算執行率が7割から8割となっている。

今回、現状では不十分であり、事業を更に重点化し、事業規模を拡大する必要があると判断されたため、外部評価の案件となっている。

(委員)

地域おこし協力隊には定員はあるのだろうか。また、令和5年度で3人が従事しているが、伊予市としては更なる隊員の増加を目指しているのだろうか。

(地域創生課)

定員はなく、各自治体で判断して募集している。現在、伊予市全体では当課の3人に他課の2人を加え、計5人が従事している。現在募集中の隊員もおり、今年度の採用となれば合計で6人になる予定である。

特定ミッション型やフリーミッション型、業務委託型など、各所管の状況に応じて地域おこし協力隊の導入を判断、募集している。

(委員)

例えば、地域おこし協力隊員をどの程度導入したいという数値目標があって、どの程度が充足できたかという活動指標があるとよい。

また、集落支援員は、特定集落の住民の中から選ばれる形になると思われるが、現時点では翠通信を発行している翠地区の1地区だけ運用しているのか。今後、その他の地区においても集落支援員を導入する考えはあるのか。

(地域創生課)

現在、翠地区でモデル的に進めている。他地域にも導入したいと考えており、次年度に向けて調整を行っている。ただ、適切な人材がないのが現実的な状況である。

(委員)

集落支援員の存在を市民の皆さんにどのように周知しているのだろうか。現在実施している取組があれば教えてもらいたい。候補者が見つからないということだが、その存在や活動を知らなければなりようがないと思う。

(地域創生課)

集落支援員の就任については、広報紙で案内した。また、広報紙に合わせて翠通信を配布しており、他地域に普及したい。

(委員)

成果指標の設定に苦労したのが伝わってくる。他の事務事業評価シートを見ると、活動指標をうまく活用しているものもあるため、定住率などを設定してもよいのではないか。

地元メディアへの掲載件数が本当に成果なのかと疑問に思う。確かに、地元メディアに取り上げられることで、市民だけでなく愛媛県の周辺自治体の人たちにも情報等が周知されることがあるかもしれない。

ただ、地域おこし協力隊は首都圏の人たちを積極的に迎え入れるということであるため、地元メディアの掲載件数となると影響力は弱いだろう。設定する指標については、もう少し工夫が必要である。

(委員)

本事業は私に身近なところで動いているおり、関心が高いものである。

予算について。令和4年度に比して、令和5年度は約4倍、令和6年度は約5倍に増えている。この点について説明をしてもらいたい。

また、令和5年度は予算を約2000万円確保していたにもかかわらず、執行は1400万円に留まっている。説明の中に、隊員の退任の話も出ていたが具体的に理由を説明してもらいたい。

(地域創生課)

令和3・4年度は地域おこし協力隊員は1人であった。令和5年度から隊員を2人増員し、集落支援員も1人採用したため、4人体制となっている。

年度中に隊員の1人が地元で法人を立ち上げたため、卒業した。令和6年度の予算は、中山地区と双海地区にも隊員を追加募集しており、集落支援員と合わせて5人分の予算となっている。予算が増えているのは、人員の増加に伴うものである。

執行率については、隊員の勤務形態から受ける影響が大きい。隊員一人一人によって勤務形態が異なり、週5日勤務の者もいれば週2日勤務の者もいる。特に5年目の隊員は任期終了後の自立に向けた方策として、

勤務時間を2日に減らして、残り3日は自分の事業をするという形に勤務形態を変えている。そのため、各年度における執行率の変化が出ている。

(委員)

単純計算すると、報酬は一人当たり約200万ということになるが、これで生活ができているのだろうか。

(地域創生課)

国の特別交付金の措置内で実施しているため、その金額で雇用している。ただ、報酬以外の住居手当等を別途支給しているため、貯蓄もできている隊員もいるようだ。

隊員の中には世帯で移住し子育てしている人もいて、なかなか生活が厳しいという声もある。そのため、途中から兼業を可能とする制度設計に変更した。隊員という本業の傍ら、副業をして収入を得ている人もいる。地域おこし協力隊の目的の一つに伊予市での定住もあるため、勤務形態についても相談しながら進めているところである。

(委員)

翠地区に集落支援員を導入する際の募集に対し、どのくらいの人が手を挙げたのだろうか。

(地域創生課)。

集落支援員は地元の精通者であり、地域と行政との橋渡しができる人材を採用するということもあり、今回は募集していない。

地域との相談の上で集落支援員の適任者を一人に絞ってお願いした。

(委員)

理解した。もし集落支援員の募集をしているのに、応募がないということであれば、周知の仕方等に問題があるのではないかと思っていた。

成果指標については、どうしてもパーセンテージで示さないといけないのだろうか。設定が難しいものもあるだろう。ただ、地元メディアの掲載件数は適切ではないと思う。別の指標を設定して分かりやすくなるとよい。

(委員)

前回評価の振返りに、市内では複数の地域おこし協力隊が独自性を生かした活動を展開しているとある。令和4年度は1人と説明があったが、本事業とは別の事業でも協力隊が採用されているということか。

また、任期途中で退任した人がいるとのことだったが、どのような理由で退任されたのか。

(地域創生課)

地域おこし協力隊の制度は最大3年までというものであったが、コロナ禍で活動が制限されたということもあり、国の方針で2年延長できるように変更となった。それにより1年間延長した隊員がいたが、ある程度自立できるようになったため、任期途中で退任したいと申し出があった。過去には、最大3年間活動できるところ、2年で退任した者もいる。

(委員)

本事業は、市民が自らの地域の暮らしをより良くしようとする力を育むという目的が大前提にある。そのために地域おこし協力隊という形で都市部から人材を誘致し、任期終了後に定住してもらうことも一つの目的となっているのだけれど、任期終了後に定住につながらず転出していった人もいるのだろうか。

(地域創生課)

これまでに17人の協力隊が本市で活動してきた。定住率は県内の事例では83%であるが、本市においては57%である。全国平均と比べると高い方である。直近の実績については、退任後、伊予市に残るケースが多くなっている。

(委員)

活動指標に令和3年度の実績は57%となっている。令和3年度は隊員が1人であったと説明があったが、この数値はどのように理解すればよいのか。

令和4年度以降の実績は100%となっている。これは、過去においては定住せずに転出した隊員が多く居たが、令和に入ってからからは全員定住しているという認識でよいのか。

(地域創生課)

本指標は、各年度末から5年間遡って定住実績を確認し算出している。令和3年度の実績については、かなり前に退任した人の記録も含まれている。令和に入ってからからは、全ての隊員が伊予市に定住しており、本制度がもつ目的の一つを達成することができている。

(委員)

事業の目的と成果指標のつながりが分からない。成果というのは、あくまで目的があって、それに対してどうかというものである。目標設定の意図もよく分からない。実績値についても、何を表しているのか、どう判断してよいのか分からない。適切な根拠に基づかない成果指標は、自己満足でしかない。これを見た人がどう判断するかと考えると、この成果指標は誤解を与えかねない。そうであるなら、成果指標を設定せずに、成果指標で表せない成果等に細かく記載した方が活動の成果をより伝えることができるのではないかと。現シートにもいくつか箇条書きで記載はあるが、これでは成果が判断できない。この事業によって、こんなふうに変ったなど、文章で記載する方がよいだろう。何でもかんでも数字で表せばよいのではない。

補足資料等を確認すると、多くの活動ができており、すごいと感じた。ただ、記載内容のほとんどが「これをした。あれをした。」という内容に留まっている。事実は伝わるのが、それだけである。そうではなく、その活動が何にどう繋がって、市民の考えや行動がどう変わったのか、そして何ができたのか。そういう点を盛り込むように工夫した方が、本事業の成果がより見える化されるだろう。今のままだと、事業の先にあるもの見えてこないため、すごくもったいないという印象である。

(委員)

地域おこし協力隊は以前から知っている。どのような人がどのような活動をしているのかを市のホームページで確認してみた。5人の隊員が写真入りで紹介されていて、各年度の活動実績が掲載されている。いろいろな情報が出ているが、市民がこのページにたどり着くのは難しいだろう。もう少し発信方法を工夫するとよい。

成果指標については、活動指標とリンクさせる方がよいと意見に賛成である。メディアは記者の特性に左右されやすいため適切とは言えない。

シートの中に、一部外部委託をという記載があった。そういう点で、外部評価に諮り更に重点化しようということかなと考えた。

市の担当職員も東京や大阪に行って熱心に募集活動をしていたと記憶しているが、いよりんも一緒に取り組んでいるのか。

(地域創生課)

いよりんに委託しているのは、移住定住事業である。いよりんは地域おこし協力隊のOBが社団法人を設立して運営しているため、同じ事業のように思われがちであるが、別物である。地域おこし協力隊自体が都市部からの移住者であり、市内に住所を映して住んでもらう形であるため、分かりにくさを生んでいるかもしれない。

(委員)

理解した。そうであるなら、市が主導権を握りつつ、多くの情報やノウハウを持つ民間の力を活用して推進していくのがよいだろう。

(委員長)

成果指標が分かりにくいと思っていた。事業の目的にある「市民が自ら地域の暮らしを良くしようとする力の育成」の成果を数字で見える化するの是非常に難しいだろうが、他により良い指標がないか検討をしてもらいたい。

本事業の活動は、集落支援員と地域おこし協力隊の活動が大部分を占めているのだが、これらが地域とどのようにつながっているのかが分かるように記載内容を工夫してもらいたい。

伊予市が地域おこし協力隊の制度を活用して、各種取組を進めていることは以前から知っていた。新聞報道等で取り上げられることも多く、結構有名だと思っている。任期終了後の定住率もそれなりにあり、退任後に事業を起こす人も出てきている。まさに事業成果の一つであると思う。そういう数字で表せないものをしっかりと表現してもらおうとよいだろう。

(企画振興部長)

本事業の多くを占めるのは地域おこし協力隊と集落支援員の活用である。これらを行政と地域とが一緒になって、地域活性化に繋げていくのが大きな目的であり、いくつかの要素を一つのシートに書き込もうとしているのに課題を感じた。

御指摘の多かった成果指標については、シート作成の段階で議論したところである。集落支援員と地域おこし協力隊を切り離して考えると、成果指標や活動指標に対する考え方が整理されるかもしれない。ただ、御意見にもあったと

おり、無理に数値で表そうとすれば、かえって誤解を生むおそれもあるため、指標で表せない成果や市政・市民等への影響をしっかりと文章表現できるようにしたい。

地域おこし協力隊の活用推進については、皆さんから概ね了承を得たのではないかと感じている。引き続き、隊員が伊予市の抱える地域課題解決に寄与し、退任後も本市に定住し、地域人材の核になってもらえるように努めたい。

また、地域おこし協力隊の制度自体がいわゆる人口の多いエリアから過疎地に若者を流動させる一つの方策として、人口増に繋がるという事業効果もある。今後も本市の人口減少対策の一つとして積極的に活用していきたい。

No. 6 人権擁護委員事業（福祉課）

（福祉課）

本事業は、第2次伊予市総合計画における「健康福祉都市の創造」の「心の通った社会福祉の推進」に位置し、人権擁護委員法、伊予市人権相談運営補助金交付要綱に基づき事業実施している。

本事業の事業内容は、人権相談所開設及び研修活動に要する経費への補助金交付、人権相談・啓発活動へのサポート、「人権の花運動」を実施している。活動指標に、人権相談の日数、人権啓発の回数、「人権の花運動」の実施校数を設定している。3年間の実績は、令和3年度はコロナ禍の影響で人権相談の開設日減少及び啓発活動ではイベント等の中止により活動が自粛され、令和4年度は感染拡大に注視しながら活動、令和5年度は、新型コロナウイルス感染症が5類に移行されたこともあり、計画どおり活動実施することができた。一時期コロナ禍の影響により、活動中止など回避できない問題があったが、感染防止策を徹底し活動が行えたと考えている。

また、本事業は人権擁護委員活動の対象となる市民へ自由人権思想に関する啓発により人権擁護運動の助長に努めることを目的としており、人権思想に関する啓発及び周知を行い、人権に関する相談を気軽にできるような意識付けをし、相談件数の増加を目指すという考えから、成果指標に相談受付・啓発活動の実施件数を設定している。過去3年間の実績は、活動指標と同様、コロナ禍による活動自粛の影響はあったものの、感染拡大に注視し、感染防止対策を講じ実施し、目標に対し同等の実績となった。

学校現場でのいじめやネットによる差別など複雑化・巧妙化する諸問題の解決には至らないまでも、年2回の学校訪問による啓発活動、年1校の低学年向け人権教室を継続している。施設訪問など相手に寄り添った活動は、心のつながり、絆を大切にすると効果があると考えているが、コロナの影響で施設等の訪問は難しい状況が続いている。

本事業においては、長期化したコロナ禍の影響により、活動が制限される中、感染防止対策を講じながら各種活動を実施するに当たり、全体会での意見並びに委員長との的確な意見交換、情報共有を図ることで、人権擁護委員へ過度の負担にならないよう努めている。

所属長の一次判定は、人権問題が複雑化・深刻化する中で、誰もが尊重され、あらゆる分野で活動できる社会の実現に向けて、引続き人権関係機関と連携し、相談・支援体制の整備を図るとともに、人権意識の啓発及び人権教育の推進を図ることから貢献度、重要度ともにA判定としている。

また、所管部長の二次判定では、人権擁護委員の円滑な各種活動に対し現委

員数9名の確保が重要であることから、担い手不足が深刻化する人権擁護委員の選任と育成を図るため、活動の実効性の限界を認証しつつ成果が向上する活動を目指すという観点から、事業の方向性を官民一体で適任者の確保が図られるよう経験値と風土を生かし、啓発と相談業務の効率的かつ効果的な取組となるよう計画的な改善を図る必要があるとしている。

事業活動へのコストは、3年間ほぼ同額で推移している。上部団体である愛媛県人権擁護委員連合会助成金と伊予市人権相談運営補助金が主なもので、残余は「人権の花運動」に係る経費であり、この経費に対し県支出金として人権啓発活動地方委託金5万円の収入がある。

モデル実施事業に選定されたため、外部評価案件となっている。

(委員)

活動指標について。人権相談活動や人権啓発活動の目標数値の設定根拠は何だろうか。

(福祉課)

人権相談活動については、市内で開催している人権相談の開設日及び松山法務局において伊予支部会の委員が担当する電話当番の実施日の合計を計上している。

(委員)

それでは、目標というよりも予定という感じではないだろうか。

(福祉課)

法務局での活動は設定された数値になっている。ただ、市内の人権相談は、できるだけ開設するように考えている。現在、伊予地区では毎月開催、中山・双海地区では2か月毎の開催という計画で開設している。

(委員)

法務局等での活動は当然としても、伊予市が独自で実施しているものに関しては、どのような考えのもと、各年度の数値設定を行っているのだろうか。

(福祉課)

相談日の開催については、伊予地区は毎月1回の開催。中山・双海地区は2か月に1回の年5回ずつという形で実施している。また、相談の内容等によっては、人権擁護委員が相談者の自宅に訪問して相談に乗るというケースもある。

(委員)

説明にも言及があったが、近年 SNS と人権侵害の形が複雑になり、深刻になってきている印象がある。私も大学生に対して、SNS はすごく便利なところもあるが、ある意味で自分自身が人権侵害の加害者になることも簡単になっていると伝えている。人権擁護委員の名簿を見ると比較的高齢の方が多く、どの自治

体も同じような現状だろう。委員の皆さんも、SNS やインターネットを介した人権侵害に対する問題意識を持っていると思うが、それに対してどのように相談・対処していくのか。市の考えを教えてください。

(福祉課)

全国的に見ても、人権擁護委員の高齢化が進んでいる。法務省が公表している最新の数値が平成 13 年の報告になるのだが、平成 13 年 1 月 1 日現在で人権擁護委員が全国で 1 万 3,991 人。年齢別では、60 歳から 69 歳が 7,742 人。70 歳から 79 歳が 3,524 人。80 歳以上が 5 人。全国的にも 8 割近くの委員が 60 歳以上である。本市においても、名簿のとおり全員が 60 歳を超えている。委員 9 人のうち、5 人が教員 0B であり人権擁護委員として活躍しており、これは他地域においても同じような傾向である。

SNS 等に関する研修は、法務局で開催される研修や伊予市で実施されるオピニオンリーダー養成講座や人権啓発土曜講座、扶桑会館で年 5 回実施している人権教養講座などの各種研修会に参加し、SNS 等の知識や資質向上にも努めている。

(委員)

評価シートには、SNS 等を通じた人権侵害に対して、対処すべきだという必要性が強調されているのだが、それに対してどのような研修をしているのか、どのような対処をしているのか書かれていない。

そういう点を記載することによって、SNS 等に係る人権侵害が発生したとしても伊予市がしっかりと対応していることが市民に伝わり、場合によっては相談できる拠り所として認識されるだろう。記載内容を工夫すべきである。

(委員)

人権擁護委員の活動は無報酬なのか。

(福祉課)

報酬は一切なく、ボランティアで活動してもらっている。法務局で電話相談等がある場合は、交通費のみが実費弁償されている状況である。

(委員)

そのような状況で、とても重要な役割を担ってもらっていることに、非常にありがたく感じる。

活動指標の人権啓発活動の目標値について。令和 3 年度は 3 件であったものが令和 4 年度は 7 件に増え、令和 5 年度は 3 件に戻っている。この点について具体的に説明してもらいたい。

(委員)

人権啓発活動の数値は、基本的には人権擁護委員が市内で開催される各種イベントで啓発活動を実施する数をカウントしている。

ただ、令和4年度については、法務局において各部会で人権啓発取り組みの回数が含まれており、目標値が増えた状態になっている。法務局での活動は令和5年度にも実施されているのだが、カウントに入れていないため、目標値が変に増減してしまった。

参加しているイベントは、6月に開催される土曜夜市、9月に開催されるなかやま栗まつり、11月に開催される双海地区の公民館まつりである。現在、これらのイベントを活用して、3回の啓発活動を継続している。

(委員)

評価シートの中に学校訪問による啓発活動という記載があったため、子ども達がどのくらい人権に対する認識があるのか確かめてみた。

中学生の子に人権擁護に関する活動を学校等でしたことがあるかと尋ねると、そのような考えは自分の中では日常的に考えながら、当たり前ものとして根付いているという頼もしい返事が返ってきた。学校でも人権標語を考えるプリントが配られたり、人権参観日があったりなど、人権を考える機会があるため、中学生の子にとっては当然のことになっているのだなと感じたところだ。

小学生の子に同じ質問を投げかると、まだ幼いところもあり、人権って何？と返事が返ってきた。ただ、最近のエピソードとして、小さい頃から幼馴染の男の子にプレゼント買うということでエミフルに連れて行くことがあった。相手は男の子であるが、ものすごくかわいらしいものを選んでいて。男の子だから、かわいいものよりもかっこいいものを選んだ方が喜ぶのではないかと私が言うと、この子は男の子だけど、かわいいものが好きなのだと言って変えなかった。結局、それをプレゼントすると男の子がものすごく喜んだとお母さんから返事があった。後日、男の子から「僕は男の子だけど、かわいいものが好きだし、心は女の子だから」という言葉があった。男の子がそのような言葉を何気なく言うことができ、我が子もそれを当たり前を受け入れているような状況になっていた。

伊予市が人権擁護に係る事業を実施し、啓発活動に取り組む人達がいる、学校でも活動をしてもらっている。その成果として、今の小・中学生にとっては、人権に関することを割とすんなり受け入れることができるようになっている。このことを担当の皆さんに伝えたくて、この話をさせてもらった。

(委員)

二次判定に「啓発と相談業務の効率的かつ効果的な取組となるよう計画的な改善を図る必要がある」と記載されているが、どういうことなのだろうか。

(市民福祉部長)

現代社会において、人権問題がかなり多様化している。相談内容は深刻な問題もあれば、そうでない問題もあるのだが、人権相談に係る年間日数が限られており、1件当たりの相談時間の確保について課題がある。また、そこに係る人員も限られているため、人権相談の計画日数をできるだけ効率的に生かしていきたいという思いである。

(委員)

私の感覚では、人権問題に効率性を求めるのは矛盾があると感じる。効率性を求めた瞬間に、相談者に寄り添うことができなくなるのではないか。効率性を求めること自体、ふさわしくないように思う。

この点に関連して、成果指標の設定の考え方にある「相談件数の増加を目指す」という考えにも疑問がある。現状、相談したい人がたくさんいて対応できていないため、相談の受け入れ体制を考えようという意味であれば理解できる。ただ、人権相談については、基本的には内容勝負だと思う。件数が増えたから成果が出たと言えるのだろうか。件数を求めること自体が人権擁護と相入れるのかという点について、非常に疑問がある。

投入コストを見れば分かるように、ほぼ予算をかけていない。予算の大部分が助成金や補助金である。啓発と相談の効率化を求めることは、全て無償で担っている擁護委員に負担をかけるということでもある。報酬を支払っている人に対して効率性を求めるのは理解できるが、無償で活動している人にもっともっと求めることはいかがなものか。人権擁護委員が無償であることの是非を考えると、国に対する議論になってしまうのだが、現状の活動を見ても、無償でかなり大変な部分を担ってくれている。あくまでも、人権擁護委員のボランティア精神に頼っているという現状を考えると、あまり負担をかけ過ぎて、逆に担い手がいなくなることも考えられる。担い手自体が、多くいるようには思えない。

以上の点や本来の趣旨等も考えると、効率性や件数増を求めるのは本事業にはそぐわないような気がする。

(福祉課)

御指摘のとおりである。人権擁護委員の皆さんはボランティア精神の中で、各種の人権問題に対し活動してもらっている。活動指標や成果指標については、設定の考え方も含めて見直しを行い、適切なものとなるよう再検討したい。

また、人権擁護委員の活動がより伝わりやすくなるようにシートの記載に工夫をしたい。

(委員)

このシートを見ると、人権擁護委員になると大変だという思いが沸々と湧いてきてしまう。ますます担い手がいなくなるのではないかと心配する。

設定された指標自体が不要だというわけではなく、効率性や件数の増を求めるよりも、相談内容の質を上げることに注力する方がよいだろう。

(委員)

市のホームページで人権擁護委員を確認すると、基本的なことが掲載されている。事例を見ようとすると、法務省のホームページにリンクされていて、人権擁護委員が関わった事案を見することもできる。非常に大変だなと感じ、人権擁護委員の皆さんには頭が下がる思いである。

基本的人権は憲法が保障する基本的なもので、本来は国がやるべきことだろう。人権擁護委員法第2条に「国民の基本的人権が侵犯されることのないように監視し、もしこれが侵犯された場合には、その救済のため、すみやかに適切な処置を採る」と委員の使命が言及されている。このようなことを人権擁護委員に求められても、できるわけがない。例えば、深刻化するいじめに対して、専門部署ができて対応に当たったとしても、解決できずに自殺してしまったという事件が後を絶たない。

民間の人間が啓発活動に参加して、周知を図っていくという事は理解できる。人権擁護委員になれば、いろいろなことが求められるのだろうが、それは入口に留めてほしいと明確に法律に書くべきである。法務省の人権擁護専門官が地域に来たとしても、敷居が高くて誰も相談に来ないだろう。一方で、地域の人権擁護委員であれば、相談に行くハードルが下がるかもしれない。相談者からの話を聞いて、専門的な部署につなげるという程度に留める制度にしないと、人権擁護委員への負担が大きくなり過ぎてしまうだろう。

(委員長)

人権擁護委員に並ぶものとして、行政法の授業で苦情処理をテーマとする際に総務省の行政相談を担う行政相談員が挙げられる。総務省の方はまさに国の担当機関としてあるため、相談の仕方も異なっている。行政相談員として委嘱された人に相談に行くと、総務省に直接電話をつないで各種相談ができる。

一方で、人権擁護委員は制度自体が古く、進化もしていない。擁護委員に相談を持っていくという方法しかない。しかも、無報酬。確かに、ひどい制度である。本来であれば、国が現代社会に合わせたものを整備すべきである。

法に基づいて各市町村が協力して粛々と実施している事業という認識なのだが、実施する以上は市として何を求めていくか検討すべきだろう。法第6条第3項に「人格識見高く、広く社会の実情に通じ」云々とあるため、ベテランの

高齢の人が委嘱されるケースが多いのだが、年齢に関する要件は特にはない。現代的な SNS 等を通じての人権侵害への対応に特化したいのであれば、その分野の知識や能力に秀でた若い人材に声をかけてもよい。今後はメリハリをつけた人材の選出も重要に思う。

(市民福祉部長)

本市では、9人の委員の皆さんに本事業を支えてもらっている。人権擁護委員は本当にかげがえのない存在であり、地域に密着した活動をボランティアで展開している。

教育現場におけるニーズの変化や人々の生き方の多様化によって、人権問題は多種多様な形となり幅広い対応が求められている。今後も時代に即した柔軟な対応ができるように努め、人権擁護に関する市民の理解が一層促進されるようにしたい。

No. 7 (介保)在宅高齢者家族介護手当支給事業 (長寿介護課)

(長寿介護課)

本事業は、第2次伊予市総合計画における「健康福祉都市の創造」の「健やかで生きがいの持てる高齢者福祉の実践」に位置し、介護保険法及び伊予市在宅高齢者家族介護手当支給事業実施要綱に基づき事業実施している。

本事業の内容は、介護サービスを利用せず、要介護認定で要介護4又は5の介護が必要な度合いが最も高い認定を受けている65歳以上の要介護者を、同じ世帯で常時介護している家族介護者に対し、家族介護手当を支給するものである。介護サービスを利用していないとする規定は、高齢者への継続的なサービス提供という保険給付と、補助事業による家族への慰労金支給の重複を避け、介護保険制度によるサービスと、家族介護手当支給事業との整合を図るためである。

活動指標に介護手当支給実績と、対象となる要介護4及び5の認定者数を設定している。要介護4及び5の認定者数は約500人で推移しているが、介護手当支給の実績はない。要介護4及び5の認定者に対し、結果通知書と介護保険証を送付する際に本事業の説明文を同封する等の周知を図っているが、認定者のほとんどが介護サービスを利用しているため、実績がないものと考えている。

本事業は、介護者の経済的負担を軽減し要介護者の在宅生活を支援することを目的としており、成果指標に介護手当支給実績件数を設定している。しかし、平成29年度から令和5年度まで、支給の実績はない。要介護4又は5の認定者は介護の必要性が高く、在宅での生活を継続するためには、適切な介護サービスを利用する必要があるため、支給実績がほぼない状況と考えられる。

本事業において、介護サービスを利用していない高齢者を介護している介護者の支援をする事業と、介護サービスの適正な利用という相反する事業を推進することについて、支援の必要性は認めるものの、その整合性を図ることに苦慮している状況である。

所属長による一次判定は、支援の必要性は認めるものの、手当の支給実績がないことから検討が必要となっており、所属部長による二次判定も同様であり、他事業との統合も検討が必要と考えている。

類似事業として、家族介護用品支給事業が挙げられる。要介護5と認定された高齢者等を在宅介護している非課税世帯の同居家族に対し、3か月15,000円を限度に紙おむつ又は尿取りパットの支給券を支給している。国の要綱には、家族介護支援事業として、介護教室の開催や介護用品の支給等がある。これらの事業を実施することで、介護する家族の身体的、精神的、経済的負担の軽減につなげたいと考えている。

モデル実施事業に選定されたため、外部評価案件となっている。

(委員)

活動指標について。要介護4及び5の認定者数を設定するのに疑問がある。認定者数がかなり達成ということが、どのように繋がるのか分からない。

この事業の対象者が、市内に住所を有し、介護保険のサービスを利用せずに、在宅で要介護4及び要介護5の高齢者を常時介護している、市民税非課税世帯の同居家族となっている。

伊予市として、この対象者数の把握はどのようにしているのだろうか。対象者はどのくらいいるのか。

(長寿介護課)

対象者については、現在、詳細を把握できていない。

(委員)

対象者の実数を把握できていないのであれば、認定者を活動指標に設定できないだろう。結局、指標①の介護手当支給実績がないことしか、数値として取り上げようがない。

前回評価の振り返りの「左記に対する対応状況」に、在宅介護の推進という記載がある。伊予市には、在宅介護の推進という方針があるのか。

例えば、法律や条例にあるのだろうか。この表現だと、在宅介護を推進していく方針があるよう判断されてしまう。施設などを利用するのではなく、在宅介護を積極的に推進していきたいという考えがあるのであれば、本事業を継続する必要があるように思う。

一方で、在宅介護かもしれないが、ほとんどの人が介護保険サービスを利用するため、別に必要がないのではという意見もありそうだ。

伊予市としては、在宅介護を推進していくという方針なのか、施設を利用してもらいたいという考えなのか、それとも両輪であるというスタンスなのか。お示ししてもらいたい。

(長寿介護課)

国が推進している地域包括ケアシステムがある。これは、高齢者が要介護状態になっても住み慣れた場所で自分らしい暮らしを最後までおくれるように、地域が一丸となり支援体制を構築する仕組みのことである。一人一人置かれている状況や背景が異なるため、在宅介護だけというわけではないが、本市もこの仕組みの構築を目指している。

(委員)

まずは本事業の対象者数をしっかりと把握すべきである。その上で、制度を利用するのに利用できていない人がいるのであれば、確かに問題であり解消

すべきものであるが、実は対象者がいないということであれば、実績がないのは当たり前である。

高齢化社会において、要介護4及び5の認定者数は今後増えていくのは当たり前のことだろう。この数が増えたり減ったりが問題ではなく、本事業の対象者数がどの程度いるのかを適切に市が把握しておくことが重要であると感じた。

(委員)

対象者はいないが、事業自体が国の方針に基づいて実施しているということなのだろう。

二次判定の所管部長の所管に「他事業との統合について検討を行うべきと考える」とあるが、これは関連事業に挙げられた介護用品支給事業を念頭に考えているのだろうか。

(市民福祉部長)

はっきりと候補の事業があるわけではない。この統合に至るには一つ前の段階がある。

本事業は交付金の対象となる国の基準に則り実施しているのだが、この設定が現状にそぐわないために何年も実績がない、利用してもらえない制度になっているのであれば、まずはその内容や基準を見直すべきである。その上で、他の事業と統合することによって効果の向上が見込まれるのであれば、積極的に求めていく流れだと考えている。

(委員)

この事業が外部評価に諮られている意図は、私たちに廃止に向けた意見を求められているのではと考えた。ただ、国の方針に基づくものであれば、継続も致し方ないというところか。

(委員)

しばらく実績がないにもかかわらず、予算が組まれている。これは、国の方針で予算を組まなければならないという認識でよいか。

(長寿介護課)

国の方針に沿って、最低限の1世帯分を予算計上している。長らく申請はなかったが、令和6年度に1世帯から申請があった。

(委員)

令和6年度中に別の世帯から申請があった場合は、支給できないものなのか。

(長寿介護課)

別の世帯から申請があった場合は、現状予算では足りないため、流用等をし

て予算を確保することになる。支給できないというわけではない。

(委員)

本事業を継続するかどうかの判断は難しいところだと思うが、まずは要介護4及び5の認定者の中から、申請の可能性のある世帯を把握しておかないと、行政側から積極的な働きかけができないだろう。対象者からのアクションを待たなければ、支給ができないというのであれば尚更である。

(委員)

活動指標②の要介護4及び5の認定者数について。伊予市が努力をして増えたり減ったりをコントロールできるのであれば、指標の一つとして設定できるかもしれない。市の頑張りで増減するものではなく、あくまで事実に基づいた数値である。事実を指標にすることに意味を感じない。

また、対象者の把握ができていない点には、非常に問題があると思う。この制度を利用できる人がいるのか、いないのかを把握できていない中で、事業の廃止を議論するのは危険である。対象者がいるのに実績がないのであれば、市の努力が足りないから支給できていないのかもしれない。福祉の観点からしても、それで切り捨ててもよいのかという問題がある。

まず、対象者の把握をして、もし対象者がいるのなら、どういうアプローチをしていくのか。そういうことが必要である。

平成29年度から実績がないから、単純に廃止にするというのは問題である。実績がないから、対象者がいないと、市が勝手に推測しているだけである。困っている人がいるかもしれないが、申請してこないのが悪いのだから、手当は出せないと言っているようなものである。

また、令和6年度に申請が出てきて、対象者がいたことが判明した。にもかかわらず、他にもいないのだろうかという調査を実施していないことに、非常に疑問がある。調査をすると他の対象者が出てくるかもしれない。そこにアプローチをして、必要があれば申請をしてもらえるようにすればよい。予算の兼ね合いで、出せるか出せないかは別の問題である。

この事業には廃止を検討するよりも先にやるべきことがあるような気がしてならない。外部評価のポイントに「対象者がいることを踏まえ、継続実施についての意見を」とあるが、対象者がどの程度いるか把握もできていない状況で、議論はできない。

所管部長の所見にあるように、他事業との統合ができ、もっと大きな予算を確保して必要な人に支給ができるのであれば、それでよいと思う。ただ、法律や国の方針との兼ね合いで、単独で事業を残す必要があるのであれば、最低限の予算確保というのでも致し方ないだろう。本事業を取り巻く状況や課題をしっ

かりと整理した上で、継続すべきか廃止すべきかを議論すべきである。

そもそも、この事業に成果指標は必要なのだろうか。必要だというのであれば、ずっと実績がないのに、事業としてはやれているという判断には疑問がある。指標として設定するのであれば、この指標のもつ意味は何だろうか。

支給対象者となる要介護4及び5の人に本事業の文書を送付しているとあるが、対象者を把握できていないのに、約500人に配布するのは無駄に思う。やはり、事実を把握しないと、本質的な議論には至らないだろう。

せっかく予算を確保しているのに、利用できるにもかかわらず、知らなかったり十分に理解できていなかったりで、利用できていない人を作らないようにしてもらいたい。

(委員)

介護というのは、昔は全て家族の中で対処していた。社会の変化に伴い、共働き世帯が増え、なかなか家庭の力だけでは見ることができない。だから、施設にお願いということで、介護の社会化シフトが進んできている。

活動指数にあるように、伊予市には要介護4及び5の認定者が500人以上いる。介護保険サービスをどんどん使う人がいる一方で、使っていない人もいる。両者を比較考慮した際には、必ず使っていない人たちを行政としては救わなければならないだろう。

介護認定を受けた人たちが、介護サービスを利用しているかどうかのデータは市にはないのだろうか。あるのであれば、情報をマッチングして消し込んでいけば、対象者は自ずと浮かび上がってくると思う。もし、ないのであれば、介護保険制度全体のバランスを考えて、対象者からの申請を待つのではなく、プッシュ型で手当を支給すべきと考える。対象の世帯は大変な状況なのだから、それが平等だろう。

現状ではできないのは理解している。だからこそ、制度改正を図って、自宅で苦勞しながら介護している人たちに、手を差し伸べるべきだと思う。

対象者を把握する最終手段として、約500人にアンケートを実施する方法もある。介護保険サービスを利用しているかどうかを問えば、必ずあぶり出すことができる。多くの手間がかかるかもしれないが、現状の正しい把握のために1度実施してはどうだろうか。

(委員長)

介護保険サービスの利用是非は、市ではなく広域連合がしているため、詳しく把握できないのだろうか。

(長寿介護課)

市のシステムからデータの確認ができるのではないかと考えている。現状、

十分な把握ができていないため、今後は把握に努めたい。

(委員長)

確認できるのであれば、まずは対象者を把握するに取り組んでもらいたい。その次の段階として、介護保険を利用させるべきかどうかという点になる。これは負担の話もあり、本人の意思もあるため、難しいところだが、使用していないのも容認しながら、サポートできる体制を整えることも重要だろう。

(市民福祉部長)

まずは実態把握に務め、本事業を一から見直してみたいと考えている。県内の先進的な取組を参考にしつつ、国の交付金の範囲に留まらず、必要に応じて一般財源をつぎ込みながらも効果的な事業運営をしたい。

また、家族介護は非常に大変な現実があり、実際に利用されていない世帯もある。やはり現状把握を第一に、実態に応じた事業にしていきたい。

No. 8 児童センター運営事業（子育て支援課）

（子育て支援課）

本事業は、第2次伊予市総合計画における「快適空間都市の創造」の「次代を担う子どもたちの育成支援」に位置し、児童福祉法第40条に規定する児童厚生施設のうち、児童センターに該当するものであり、本市の児童センター「みんくる」は、尾崎にある総合保健福祉センターの3階で運営している。

事業内容は、専門的知見を有する指定管理者が、対象者のセグメントごとに目標設定を行い、季節や利用者属性に応じた事業を提案・実施している。具体的な事業内容は、補足資料の「みんくる通信」8月号を確認いただきたい。ウォーターガンバトルやお化け屋敷など、子どもたちの心を惹きつける事業から、バスケットボールやバレーボールなどのスポーツイベント、また8月は夏休み中ということもあり、自由研究や宿題ポスターの作成支援など、様々な視点から事業を行うことで、子どもたちはもちろん、保護者からも大変好評を得ている。

運営面では、幼い頃にみんくるで楽しい時間を過ごした経験のある高校生や大学生が、「次は自分たちが子どもたちを楽しませる番」という気持ちで、アルバイトやボランティア、一般参加者として、みんくるのスタッフと一緒に運営に関わってくれ、とても良い世代循環ができていることが特徴となっている。

活動指標にセンターの開館日数とイベント実施回数を設定している。過去3年間の実績は、令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止による休館やイベントの中止などの影響により目標を下回っている。令和4年度及び5年度は感染拡大に配慮しながら、事業内容及び事業数をコロナ前と同規模水準に戻すことができている。

本事業では、児童に健全な遊びを与えることでその健康を増進し、感情・情操を豊かにすること。スポーツ指導をとおして児童の体力増進に繋げること。中高生から年長児童まで、悩みや不安について専門的知見を有する職員に相談し、解決や安心に繋げることができる環境を整えることなどを目的としている。

成果指標には利用者数を設定しており、目標数値である年間45,000人を大きく上回る62,977人となっている。小さな子どもを連れた人から中高生まで、多様な世代、属性の利用者が集う施設として、コロナ禍では感染拡大防止に大変苦勞した一面もあったが、前例に固執せず工夫しながら事業を行った経験から、新たな気づきを得ることもできている。

自己判定に当たり、昨年度、国の補助事業の一環として実施したアンケート

調査では、「子ども連れで行きたい伊予市のお勧めスポット」として、市内外の多くの方が「みんくる」の名を挙げており、市内からは「みんくるがあって本当に助かる」、市外からは「伊予市の人がうらやましい」という声が寄せられていることから、児童センターは法律的には任意の事業であるが、子育て世帯を中心に重要な施設として捉えてもらえているものと自負している。

受託する指定管理者も創意工夫をしながら利用者のニーズに応える運営ができており、市と指定管理者の関係も非常に良好で、妥当性・有効性・効率性のいずれも高い事業と認識している。今後も引き続き、魅力的な施設運営を目指すとともに、公共施設としてコスト削減、環境負荷の軽減にも努めたい。

所属長の一次判定は、本市の子育て世帯の支援や児童の健全育成に大いに貢献していると判断し、貢献度はS、今後も引き続き期待される施設であるとの認識から重要度はAと判定している。

所管部長の二次判定では、業務改善が必要と判断している。施設から離れた校区外からの利用希望者への対応に関し、移動型のアウトリーチ事業も視野に入れ、利用希望者にとってより良いセンターへとステップアップを図っていくため、更なる改善が必要とのことである。

投入コストは、令和3年度から令和5年度にかけて130万円余り決算額が上昇している。世界的な燃料費等の高騰に伴う光熱水費の上昇、最低賃金の上昇に伴う人件費の高騰のほか、廃棄物処理委託料等が上昇したことによるものである。令和5年度の予算執行率は95.7%と概ね計画どおりの執行である。

今後は、コロナ禍で得た気づきを更に深めるとともに、改めて利用者アンケートなどを用いるなど、利用者との双方向性の意思疎通を大切にしつつ、利用者満足度が更に向上する運営を目指し、多様なアプローチによる児童館や児童センター事業の展開について検討したい。

外部評価では、今後力を入れようと考えている移動型アウトリーチ事業に関し、様々な視点から意見を頂きたい。

(委員)

補足資料を見ると、利用者の皆さんから大変好評で、かなり需要がありそうな事業であることを強く感じた。一方で、2次判定が「業務改善が必要」となっている。施設が建物として土地に固定されている以上、周辺住民に利用がある程度偏ってしまうのは仕方ないことかもしれない。

しかし、行政サービスである以上は、一定の公平性や公共性に配慮して広くサービスを提供する必要がある。その視点から考えると、成果指標に設定された利用者数の目指す方向性が現状維持という方針で本当によいのかなど。もちろん、無計画に利用者を増加させてしまうと、安全性や快適性にも影響が出て

しまうことへ配慮し、児童センター単体で考えた場合は、そういう考え方があってもよいのだろう。

ただ、2次判定の所属部長の所見には、移動型の事業運営も検討すべきだという指摘もある。この判断を指標の考え方に取り入れるのならば、方向性は上昇を目指しても良いと思う。市民からも相当の需要がありそうな事業である。今後の展開として、センターそのものにアクセスが難しい地域に住んでいる子どもたちに、みんくるが提供しているサービスをアウトリーチ型の活動によって享受してもらうのがよいだろう。それに関しては、予算が多少増えても良いのではないかと考えている。

(委員)

委託料が増えた要因として、廃棄物処理委託料が増えたと説明があった。この点について、もう少し詳細に説明してもらいたい。

(子育て支援課)

事業費の内訳にある委託料の摘要欄を確認いただきたい。ここには運営委託料、廃棄物処理委託料を記載している。

令和4年度までは、プラスチックごみが可燃ごみと一緒に処分できていたのだが、令和5年度から制度が変更され、プラスチックごみを別業者に委託する必要が出てきた。みんくるの運営上発生する可燃ごみとプラスチックごみを別業者に処理を委託することになったため、令和5年度から委託料が少し増加している。

(委員)

予算額が100万円ほど増えているのだが、廃棄物処理にそんなに費用がいるものだろうか。

(子育て支援課)

廃棄物処理だけで、100万円増えたわけではない。指定管理料が、令和3年度・4年度は同額の1,846万7,000円であったが、人件費の高騰によって、1,980万円に上がっている。これに合わせて、令和5年度からプラスチックごみの処理委託料6万1,600円が計上され、全体で約100万円の増加となっている。

(委員)

理解した。

移動児童センター構想があると説明があったが、具体的にどのようなことを考えているのか教えてもらいたい。

(子育て支援課)

まだ構想段階であるため、確定した話ではないが、イメージとしては各地区の公民館や保育所、小学校の体育館などを活用し、自動車に多くのおもちゃを

積んで、定期的に地域を回ってはどうかと考えている。開催日や場所を事前に伝えておき、子ども達を集めたい。

今は外で遊ぶことのできる場所が少ないため、できれば外遊びの機会を作りたい。現状、みんくるには保護者が連れて来てもらえないと、離れたところに住む子どもたちが自分の力で来ることは現実的に難しい。移動型にすることで、月に数回は自転車で行くことができる身近な場所で体験できるようになる。それにより、平等性・公平性を担保しようと考えている。

ただし、移動型の運営は現仕様に含まれていないため、予算の確保や指定管理者との調整に少し時間を要すると思われる。将来的には、ぜひ実現したいと所管課として強く考えている。

(委員)

移動型事業について。まさに中心市街地外で子育てをしている者なのだが、確かに自身私自身が仕事をする前の子どもが小さい頃は、みんくるにも行った記憶がある。仕事を始めると、どうしても足が向かなくなり、行きたい気持ちはあるが行けなくなったという感じである。もちろん、同じ子育て世代であっても、利用する人はたくさんいるのだろう。

みんくるでは、中学生等も対象とする各種イベントが実施されている。ただ、一人で自転車に乗って行けるのは、馴染みのある市街地の子だろう。他の地域の子は馴染みがないため、自転車で行ける距離であっても、みんくるに行ってくるということはない。みんくるはとても良い場所であるため、そのような子どもたちからもみんくるに行ってくるという言葉が出てくるようなきっかけがあるとよい。

移動型事業は確かにありがたい取組であるが、対象をどこに置くかが難しいだろう。例えば、小中学校から貸与されたタブレット等でアンケート調査ができると思うため、みんくるに行った経験の有無や行ったことがある場合は何歳ごろに行ったのか、一人で行ったのか親と一緒にいったのかなど、実際の利用状況を把握することが大切である。また、移動型事業が自分の校区で開催される場合に参加してみたいか、そこで何をしたいか等のニーズも合わせて確認した上で、開始する方が成功すると思う。

それとは逆に、迎えに来てくれる取組もあれば、親世代としてはありがたい。子どもに緊急連絡先等を持たせて、みんくるから迎えが来るから遊びに行こうとなれば、利用してみようという家庭も出てくると思う。特に、夏休み等の長期休暇は需要がありそうだ。

(委員)

私も同じこと考えていた。実は、移動するよりも来てもらう方がコスト的に

はよいのではないだろうか。移動することで、現在、みんくるが取り組んでいることの全てが実施できるとは限らない。そう考えると、不便な思いをしている人を迎えに行くパターンも検討することはできないだろうか。各校区に移動して行くよりも、利用者は頻繁に利用できるようになると思う。移動して行くのも良い考えではあるが、どちらが利用者にとって利便性がよいのか、コストパフォーマンスはどちらがよいのか等を比較検討した方がよいだろう。

廃棄物処理委託料については、金額が少額のため、わざわざ目に付くような記載をする必要はないと思う。どれだけ多くの費用がかかっているのかと思っていたのだが、説明を聞くと微々たるものであったため、拍子抜けをした思いである。

今回、業務改善が必要ということで外部評価に諮られているが、あまりじっくりこない。業務改善と書かれるとあまり良いイメージは湧かない。それよりはむしろ、この事業の発展系を求めるといった感じなのだろう。成果指標の利用者数も4万5,000人を目標としているが、実績は大幅に超えている。市内外から多くの人に来てくれていることから、非常に良い事業なのだろう。

それを裏付ける事象として、子どもの頃に利用していた子どもたちが卒業後にボランティアとして運営に携わり、好循環を生んでいる。自分たちが体験したことを、次の子どもたちにも体験してもらおうというシステムになっている。成果指標としては、利用者数がメインになっているが、こちらの方がすごく大切な成果ではないだろうか。

成果指標の候補としては、いろいろと考えることができると思うが、私はリピーターに目を向けてもらいたいと考えている。伊予市の人口と利用者数の実績から考えても、相当数のリピーターがいることは安易に想像できる。その人たちを対象にアンケートを実施することで、更なるサービス向上が見込まれるだろう。

事業の目的には、二つの内容が記載されている。説明にあったのは1点目に関する事ばかりで、2点目の「専門的知見を有する職員に悩みや不安について相談し、解決や安心に繋げることができる環境を確保する」に関する事の実績や成果については、ほとんど言及がない。この点について、状況をうかがいたい。

(子育て支援課)

法律や条例に定められている、児童館の機能としての目的がある。1点目に対しては、事業の内容や実績等により客観的に判断しやすいものが多い。そのような事業をとおして、支援員と利用者との間に信頼関係が生まれているように思っている。

例えば、幼い頃に利用したことのある子が、中学生になって悪ぶってみたい、派手な格好をしたりして、みんくるに来た際には、支援員とは割と普通に話ができている。学校の先生のように優しく声をかけているような様子を見かけると、子どもたちの居場所としての機能は十分に発揮していると思う。

残念ながら、その数を把握できていないため、具体的には表現することができないが、実際に相談を受けて解決に向けて動いている取組はあるという認識である。そういった数値についても記録を残すなどして、市民の皆さんにも伝えていく努力をしたい。

(委員)

必ずしも数が必要だと思っていないのだが、例えば事業内容の欄に記載しておくのもよいと思う。みんくるの取組は確かに良いのかもしれない。ただ、それしか述べられていないのはどうだろうか。事業として、二つの柱があるのであれば、それなりに両方のことに触れる必要があると思う。

(委員)

全国的に見ても、子育てがしやすい自治体は人口が増えている。私は、この事業を充実させていくのがよいと思う。

業務改善が必要ということで、所管部長の所見に移動型事業が言及されているが、伊予市内で空白地帯があるのであれば、お金をかけてでも移動型事業を考えていく必要があるだろう。

しかし、現状を鑑みると、児童館あすなろがあり、各校区には放課後児童クラブもある。予算が潤沢にあり、大盤振る舞いができるような余地は伊予市にはないため、子育てに係るサービス全体で考えていく必要があるだろう。

そう考えたときに、個々の児童クラブを補強していき、各地域のレベルを底上げするのも一つの方法ではないかと考える。移動型事業を導入・継続するには、コストがかなりかかると思われる。多角的な考え方をもつべきである。

(委員長)

指定管理者に運営を任せて、割とうまくいっている事例だろう。指定管理期間があるため、委託料の増加など変更が即時対応できにくいものもあるが、良い実績が出ているため、継続してもらいたい。

児童館や放課後児童クラブとは事務事業は別になってしまうため、つながりが分かりづらい。ただ、対象者は重なる部分があるため、全体を俯瞰的に考える必要があるだろう。

(市民福祉部長)

児童センターは、地域社会における子どもたちの健全な成長を支える重要な施設である。近隣住民から、近くに引っ越してきて非常に良かったという高い

満足度を示す声が届いていることをありがたく感じている。

現状に満足することなく、今後も多様なニーズに応え、そして何よりも子どもたちの安全で充実した居場所を提供できるように様々な御意見を参考に努めたい。